

畜産特別資金の概要

1 事業の目的

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

負債の償還が困難な畜産経営に対し、以下の支援を実施。

(1) 経営継続・償還能力の向上を図るための経営改善指導

中央・県支援協議会による指導、借受者の経営状況の調査、把握に基づく経営改善指導

(2) 大家畜・養豚特別支援資金

(償還負担を軽減するための長期・低利の借換資金融通)

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件 (利率は令和2年4月20日現在)

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内	
	養豚	7年以内	15年以内	
うち据置期間		3年以内	5年以内	
貸付利率	0.20%以内			

注：残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

・融資枠 (平成30～令和4年度) 500億円 (大家畜450億円、養豚50億円)

令和2年度の貸付日 (5, 7, 11月末) に加えて、
当面の間、毎月末を貸付け日として設定。

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社)中央畜産会